



JAPAN P&I NEWS

外航組合員各位

中国沿岸部一夏季禁漁制終了に伴い、漁船との衝突事故にご注意ください

中国沿岸部では、夏季禁漁期間の終了を迎え漁期が開始されています。例年 10 月までは商船と漁船の衝突事故が頻発するため、該当の海域を航行する船舶は漁船に対して細心の注意を払うよう必要があります。中国のコレスポンデント Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd. (Huatai) によれば、2019 年の夏季禁漁制の実施内容は、中国農務省通達 (2018) 第 1 号 2018 年 (Japan P&I News [No.960](#) ご参照) と同様です。ただし、今年は禁漁制実施期間中でも禁漁区の一部で漁が許可され、補助ボートの航行が可能になっているとのこと。下段、Huatai が入手した情報をご参考のうえ、引き続き安全航行対策を実施ください。本船のご安航をお祈りいたします。

I. クラゲ漁の許可について

(1) 操業可能な海域

遼寧省 (Liaoning Province) : (40°52'N/121°08'E) (40°40'N/122°10'E) (40°06'N/121°56'E) (39°52'N/121°32'E) (40°00'N/121°00'E) (40°00'N/120°30'E) (39°39'N/120°00'E) (40°00'N/119°55'E) (40°14'N/120°30'E)

河北省 (Heibei Province) : 北緯 39 度 8 分 と北緯 39 度 25 分の間
底引き網漁禁漁区域の境界線内で河北省管轄下の海域

天津市 (Tianjin City) : (39°08'N/118°00'E) (39°08'N/117°50'E) (38°37'N/117°45'E) (38°37'N/118°00'E)

山東省 (Shandong Province) : 北緯 35 度 0 分と北緯 38 度 30 分の間
底引き網漁禁漁区域の境界線内で山東省管轄下の海域

江蘇省 (Jiangsu Province) : 北緯 33 度 0 分と北緯 34 度 0 分の間
底引き網漁禁漁区域の境界線内で江蘇省管轄下の海域

上海市 (Shanghai City) : 上海市管轄下の漁場 (161・162・168・169・175・176) 内

浙江省 (Zhejiang Province) : 174・175・176・182・183・190・218 の漁場

(2) 操業可能な時間 : 7 月 10 日午前 12 時から 8 月 15 日午前 12 時の期間で 10 日以内

II. カタクチイワシ漁の許可について

- (1) 操業可能な海域：北緯 27 度 20 分と北緯 29 度 20 分（禁漁区域の境界線の 20 マイル西）から境界線内の漁場までの海域
- (2) 操業可能な時間：5 月 6 日から 6 月 15 日

III. 補助用漁船の許可について

- (1) 航行可能な海域：北緯 26 度 30 分と北緯 35 度 0 分の間
- (2) 航行可能な時間：8 月 1 日午前 12 時から 9 月 16 日午前 12 時まで

以上